

第五十五回 参議院 内閣委員会 會議録 第二十五号

昭和四十二年七月十三日(木曜日)  
午前十一時二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 豊田 雅孝君  
理事 石原幹市郎君  
八田 一朗君  
稲葉 誠一君  
北村 暢君

委員 源田 実君  
柴田 榮君  
玉置 和郎君  
船田 讓君  
三木與吉郎君  
宮崎 正雄君  
山本茂一郎君  
中村 英男君  
多田 省吾君  
中沢伊登子君

國務大臣 労働大臣 早川 崇君  
増田甲子七君

政府委員 防衛政務次官 浦野 幸男君  
防衛庁長官官房 海原 治君  
防衛庁人事局長 穴戸 基男君  
防衛施設庁長官 小幡 久男君  
労働政務次官 海部 俊樹君  
労働大臣官房長 辻 英雄君  
労働省労働基準局長 村上 茂利君  
労働省婦人少年局長 高橋 展子君

労働省職業安定 有馬 元治君  
局長  
事務局側 常任委員会専門 伊藤 清君  
員

本日の會議に付した案件

○防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
○労働省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(豊田雅孝君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。  
防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十日、衆議院から送付され、昨十二日、付託されました。  
それでは、まず、本案の提案理由の説明を聴取いたします。増田防衛庁長官。

○國務大臣(増田甲子七君) 今回提出いたしました防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由と内容の概要について御説明申し上げます。  
まず、防衛庁設置法の一部改正について御説明いたします。これは、防衛庁本庁の職員を、自衛官四千二百七十八人と自衛官以外の職員五十三人と、合計四千三百三十一人を増加するための改正であります。自衛官の増員の内訳は、陸上自衛隊については千五百人で、ヘリコプター部隊、気象関係部隊等の整備充実に充てるためであり、海上自衛隊については千六百二十八人で、艦艇の増加に伴い必要となる人員並びに航空関係の部隊及び後方支援部隊等の充実のため必要な人員であり、航空自衛隊については千五百十人で、航空団の改

編、ナギ部隊の新編成及び警戒管制、救難等の部隊の充実のため必要な人員であります。自衛官以外の職員は、海上自衛隊の後方支援部隊等の充実のためであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。第一に、教育航空集団の長の階級が海將補から海將に昇格いたしましたので、その称号を司令官に改称するものであります。第二に、自衛隊の予備勢力確保のため、予備自衛官を六千人増員して合計三万人とするものであります。第三に、第七航空団の司令部を、埼玉県の人間基地から茨城県の百里基地へ移転するものであります。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

○委員長(豊田雅孝君) 以上で本案の提案理由の説明は終わりました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。  
前回に引き続き、本案の質疑を続行いたします。

速記とめてください。  
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。  
関係当局からの御出席は、海部労働政務次官、その他政府委員の方々がございます。

御質疑のおありの方は順次御発言を願います。  
○中沢伊登子君 最近女子の若年労働者というのが相当減つてまいりました、どうしても女子の労働者でなければならぬような職場が相当にあるわけですが、非常に若年労働者を雇いにくい。幸いに雇い入れても、まあ言いますならば、大体いま若年労働者というのはだんだん高等

学校に行く人が相当ふえてきた、全体の八〇%が高等学校に行つてしまひ、残りの二〇%ぐらいがいわゆる中学卒業生である、こういう中からやると、たとえまですなれば、繊維産業みたいなところはそういう労働者を雇つていく、しかし、そういう労働者が、高等学校に行かなかつたような労働者というものは相当に、何と申しましょうか、質が以前より低下してゐる、そういう人を雇わなければならぬ、そういうことでがまんしなければならぬというのがいまの現状のようでございます。そのために相当雇い主といつたしましては、そういう労働者を使うのに相当な苦勞をしてゐる、こういうような中で、特にそういう女子年少者の労働者については安全衛生上特別な配慮をしなければならぬ、こういうふうに考えられるわけですが、労働省のほうでは、この対策についてどのように対策を立てておられるか、承りたい。

○政府委員(村土茂利君) 御指摘のような事情は私のほうも承知いたしておるわけでございまして、が、先生御承知のように、労働基準法のたてまえといたしましては、女子年少者については特別に規定がございまして、ことに危険有害業務の就業につきましては、労働基準法の六十三条で就業を制限しておるわけでございまして、この六十三条の規定を受けておられます。この六十三条の規定は、監督の方法がどうかという問題がございまして、労働省といたしましては、労働基準法を守らせる監督の中で、女子年少者の基準法違反は最重点にいたしておるわけでございまして、今日までの行政実績を見ましても、そういう基準法違反として処置いたしました件数も相当な数にのぼつておりますし、違反を、是正方働告しても直さないという者に対しては、これを司法処分につ

しまして送検するという措置もっておりまして、労働基準法上の他の条項が幾つもございまして、女子年少者に関しましては、そういうた処分の件数も比較的多くなっている、こういうこととございまして。それが実績でございまして、今後は、十分この女子年少者の生命身体に直接的な影響がございまして安全衛生の問題については、十分留意いたしまして監督を進めたい、かように考えております。

○中沢伊登子君 その中でも特に女子としては最近生理休暇がなかなか取りにくい、こういうような訴えをされるわけですが、労働省の考え方はいかがでございましょうか。

○政府委員(高橋展子君) お答えいたします。生理休暇につきましては、基準法におきまして生理休暇を必要とする女子が請求した場合に、これを与えなくてはならない、このような規定になっているわけでございます。したがって、すべての業種や、すべての職業の女子にこれが当然に与えられるということではないわけでございます。この場合、条件をいたしましては、使用者に請求すればよろしい、生理に有碍な業務についている女子、あるいは生理日の就業が著しく困難な女子であれば、使用者に対して生理休暇を請求すれば、そこで生理休暇が与えられる、このようなたてまえになっておるわけでございます。したがって、女子労働者は、その請求にあたりまして、もっぱら自分でその必要を申し述べればよろしいわけでございます。医者の証明その他の煩瑣な手続というものは求められない、このようなたてまえになっているわけでございます。で、お尋ねの、最近とりにくいという実情でございますが、どのような理由でとりにくいのかということとはちょっとわかりにくいのでございますが、私どもの調査したところによりますと、全般的な傾向をいたしましては、むしろこの生理休暇を請求した者の割合というものは、これなどは最近特に減っているという現象は見られないようでございます。また年間に何回とっているかとか、あるいは

は年間に生理休暇を要求した請求日数が何日になっているかというような数字もございまして、これらを年次的に見ますと、むしろ最近ではやや数字が高くなっているような傾向がございまして、その調査の上から申しますと、特に最近生理休暇がとりにくくなっているというようない実情は把握できない状態でございます。しかし、先生もきつと何かお耳にされたことと思ひます。そのようないやしくもとりにくいというようない実情があるようでございますれば、これは母性保護の観点からいたへんに好ましくないこととございまして、基準法の趣旨の徹底ということにつきましまして努力してまいりたいと、このように考えております。

○中沢伊登子君 もっともいまのあてまえは、こつちが申し出れば許可をしなければならぬというふうなことになるようですが、いろいろな職場においてはひよつとしたら生理休暇はもとらせない、あるいは有給にしない、こういうようなワケをはめておる職場も相当あるように私は承っております。それから、とりにくいというのは、やっぱり行きますと、相当に、ああ、あれとか、いろいろなことを言つて侮辱をするような、恥づかしい思いをさせるような、そんなようなことを言われる職場もある。また一方に、考えようによつては、その女子のほうに多少原因がありましてね、実際にそうでもないのに、友だち同士で何か言い合つておつてしまふ。そのために会社のはうであまり快しとしない。生理休暇を申し出てもとらせない。そういうような話もあるわけですが、これは労働省のほうをやつぱり指導をなさるべきものでしょうか、それともどこか厚生省のほうからでも指導するのでしょうか。

○政府委員(高橋展子君) 生理休暇につきましては、これを有給にするということとは、基準法上は別に定めておりませんので、有給休暇のことは、この際、法律上は問題にならないわけでございますが、いま先生がおっしゃいましたような事態が

起こっているとしたらすれば、母性保護という見地からいたへんに好ましくないこととございまして、これを行なうことに対しての指導は私どもの責任、労働省が責任を持つておりますので、法の趣旨の徹底、また具体的な婦人の保護というたてまえから、労働基準局、婦人少年局がともにその行政的な責任に当たるわけでございます。

○中沢伊登子君 そうしますと、今度は若年労働者というものが非常に減つてまいつておられますので、勢い中高年齢層の婦人を雇わなくてはならぬという事態にいまなつてきておるわけですが、今度は中高年齢層の婦人といひますと、今度はお産の問題が出てくるわけですが、産前産後の休暇といひますのは、いま大体六週間とれるように承つておりますけれども、私、昨年ソ連に参りましたときは、ソ連では四カ月、こういう話を聞いてまいりました。そして最近、日教組の方からの陳情を受けましたところでは、どうしても一年くらいは休ましてほしい、このような陳情がこの間私のところにも参つておるわけですが、これについてはどのようにお考えになつていらつしやいますか。

○政府委員(高橋展子君) 産前産後の休業につきましては、日本では御存じのように、前後それぞれ六週間ということになっておるわけですが、これを国際的にいろいろな国々と比較して見ますと、この産前産後六週間という期間は、必ずしも国際的な水準を下回るといふことではございせんやうでして、もちろん六週間以上の国も若干ございまして、大勢をいたしましては六週間あるいはそれよりも短いところとございまして、したがって、当面はこの期間を延長するという考えは持つていないわけでございますが、今後、諸般の情勢の変化によつて必要があるというふうなことになるならば、また慎重に検討をいたしたいと思ひます。

○中沢伊登子君 そうしますと、いま六週間をいふのところ延長する意思はあまりにならないようございましてけれども、そうしますとね、今度は

ここへ勤めている人の乳児院とか、託児所とか、そういうものが必要になつてまいるわけですね。いまそれでも託児所とか保育所というものは非常に少なくてみな困つておるわけですが、そうすると、女子若年労働者が非常に減つてきて、中高年齢層にこの労働をゆだねなければならぬことになるが、産前産後は六週間以上延ばさぬ。それならばという乳児院はない、託児所も足りない、こういうふうになつてくると、これはたいへんな問題だと思ふので、そうすると、しゅうとめさんとか、だれかいる人でないと中高年齢層の人は働けないといふことになるわけですが、これについてのお考えはいかがですか。

○政府委員(高橋展子君) 幼児を持つて働く婦人といふものが増加する傾向にございまして、今後は経済の動きの中で一そうその傾向も強まるものと思つております。したがって、これらの婦人たちが安心して子供を預けて、子供の福祉も妨げられず、また、本人もその能力を有効に發揮できるための措置をいたしまして、乳児施設といふものの重要性、これはますます増大するものと思われまして、私どもも従来から厚生省等と御連絡をとりまして、その普及増設の実現のために努力してまいつておるわけでございますが、今後も一そう努力したいと思ひます。

○中沢伊登子君 そこで中高年齢層の乳児の問題について、あるいは少し大きくなつた子供の託児の問題について、企業内でその託児所とか乳児院とかをつくらせるようなことはお考えになつたこととございまして、いかがですか。

○政府委員(高橋展子君) 現在の状況といたしましては、保育施設は一般に地方公共団体が設置するものが大多数でございまして、全数約一万一千ほどのうち、民間の企業内で設置されておりますものは約八百を数えるにすぎないわけでございます。しかし、現実の働く母親の要望をいたしましては、非常に交通難、通勤難の現在でございますので、職場に保育施設がありまして、そこに連れてまいること自体が非常に困難であるというこ

とから、地域に設置してほしいという要望が一般的には強いようでございます。しかし、もちろん立地条件等によりましては、企業の中に保育施設を設けることが望ましいという場合もございますし、また、すでに申し上げましたように八百カ所ほど設けられております。私どもとしては、これらを個々のケースによりまして、企業の中に設けることが望ましい場合には大いに設けていたいただきたい、このような考えを持ってまいります。具体的には、雇用促進事業団の融資等によりまして事業所付属の保育所の設置の奨励をいたしている状態でございます。

○中沢伊登子君　そうすると、その企業で乳児院とか、託児所をつくる場合に、雇用促進事業団のほうから補助とか、援助とかいうものが出るんですか。

○政府委員(高橋展子君)　さようでございます。企業あるいは企業が共同で設置する場合を含めまして、企業内の保育施設に対しては設置についての融資が行なわれます。

○中沢伊登子君　それは融資でございますか。そして労働省のほうからそれに対して補助とか、そういうものはないのでしょうか。

○政府委員(高橋展子君)　ただいまのたてまえでは事業団からの融資でございます。

○中沢伊登子君　そこで、今度は問題になりますのは、そういうところで、たとえば雇用促進事業団からお金を借りて、せっかく乳児院をつくり、託児所をつくり、あるいはまた地域で厚生省からの援助があったり、あるいはまた地域のほうの援助があったりして、保育所とか、託児所とか、そういうものをつくるというんです。しかし、今度はそこで働く保護さんが非常に不足しているものではないか、このように思うのですけれども、もしも今後、中高年齢層の婦人が非常に働かなければならないということになってまいりますと、そういうものをつくっても、そこで働く保護さんなんかに対する対策はどのように労働省では考えていらっしゃるのですか。

○政府委員(高橋展子君)　一般に保護さん、あるいは看護婦さん等の人手が足りないということがここ数年非常に問題になっております。このことにつきましましては、一つには、やはりそれらの業種におきまして、いわゆる労働条件が必ずしもよくないというところのために婦人がその職種につくことをあまり望まない、このようなことがあるかと思ひます。その点につきましましては、私どもは従来から調査等を行ないましてその実態を明らかにいたしまして、労働条件の向上のための行政指導の手がかりとしたしておるわけでございます。また、一般に保護さんあるいは看護婦さんといったような方々の労働条件に限りませんが、社会的評価という点も、わが国の社会ではあまり高くないというところなども関連しているかと思ひますが、そういう点もあわせて、これらの職業の重要性というところを啓蒙してまいりたいと思っております。

○中沢伊登子君　この間、私があるところで婦人たちが話を聞きましたら、それはいま住宅の問題はやはり非常な不足で困っている。それで新婦者向けの住宅を建ててくださ、このようなおことをお願いしてみても、新婦者向けの住宅を建ててもらっても、すぐに次に生まれてくるのは子どもである。子どもが生まれると共かせぎも何にもできなくなる。ともかく住宅も必要だけれども、それと同時に託児所とか、乳児院とか、保育所とか、そういうものをとにかくたくさんつくって、もううよううに努力してくださいという要望が非常に強いわけなんです。それで、労働省のほうでせっかく高橋さんのような婦人の局長がいらっしゃるのですから、どうかその婦人たちのいろいろな思いを十分反映さしていただいて、特に乳児院、あるいは企業内でもけつこうです、また地域でもけつこうですから、そういう託児所、保育所、そういうようなものに非常な力を入れていただいて、働きたくても働けない、あるいはだんなさんの給料だけでは暮らせないという家庭の婦人が十分働けることのできるように絶大な御尽力をひとつお願いしたい、このように考えます。

承りますところによりまして、いわゆる厚生省のほうでやっている保育園ですね。その保育園には国からの援助はわずかに百万円しかもらえない、県のほうの補助は七十万円とか、六十万とか、このように私は承っておりますが、それはうそか、ほんとうか、私はまだいまのところ調査いたしておりますが、もしもそういうようなことと地域に保育園をつくることとすれば、これはどんな保育園ができるか、おそろしいような感じですね。子供たちの安全を願う母親が、そんなところに入れたために、安全にほんとうに精神的な発育を十分お願いすることができず、一方では働かなくちゃいけない母親の不安というものは非常に増すわけですから、厚生省ともいろいろお話し合います。労働省は労働省なりに、私はこういう保育園とか、託児所とか、乳児院とか、そういうものを早急に設置してもらって、働きたい婦人が十分働けることのできるように御努力をいただきたいとお願ひいたしました、私の質問はこれで終わります。

○委員長(豊田雅孝君)　速記をとめて。  
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君)　速記を始めて。

○北村暢君　私は、法案と関連いたしました、労働災害の問題について御質問いたしますが、まず、労働災害の状況を見ますと、いたしましたが資料によりまして、労働災害は、絶対数はふえておりますけれども、死傷者の千人率は若干改善されてきているようでございます。したがって、労働省当局の今日までの努力がだんだん成果をあげてきている、こういうことをこの統計資料等より見ますという理解できるものであります。しかし、何と云っても欧米先進国なり何から比較すれば、まだまだ労働災害は非常に多いというところになっていいると思ひます。したがって、そういう点からいいますと、今後の労働災害防止のための安全衛生局等も設けられるわけでありまして、この基本の方針について

て労働大臣からひとつ今後の方針等について、基本的な問題についてお伺ひしておきたい。

○国務大臣(早川崇君)　北村委員の御指摘のように、労働災害は、労働者の飛躍的增加にもかかわらず、一応、死傷者数におきまして横ばいになっているということ、ことばをかえて言えば、産業災害の発生率におきましては、この五十年で非常に効果をあげているということは、お認めいただいていることを感謝いたしますけれども、いづれにいたしましても、六十八万人という死傷者数は、人間尊重を三本の柱の一つとする佐藤内閣といたしましては、非常に重要な問題だと考えております。そういう観点から、まず、安全衛生局の設置、四十二年度におきましては、さらにもっと詳細、しかも科学的な産業災害防止五カ年計画を新たに作成することにいたしました。また、これは民間企業、民間団体の御協力を得なければならぬ次第でございますので、安全防止協会に対する援助、また東京、名古屋、福岡に安全福祉施設を設ける予算措置を講ずることにいたしましたわけでございます。同時に、この事業所の監督につきましても、昨年二十数万事業所につきまして監督を実施いたしました、人員の許す限り自動車その他施設の整備もいたしまして、さらにこの事業所に対する安全衛生規則の実施状況の監督を強化いたしましてまいりたいと考えておる次第でございます。最後に、やはりこれは役所だけではいけませんので、広く国民に産業安全というものにつきましまして御理解と御認識をいただかなければなりません。アメリカあたりでは産業安全の技術の職業が成り立つという社会環境があるわけであります。労働省といたしましては、各事業所に職員の中から安全指導員を委託をいたしておるわけでありますけれども、学校におきましても安全工学というものがあるやうく横浜大学に設置されるという程度でございます。こういった学校、社会全体、企業全体につきましても、いかに労働安全が大事かというところを、労働省といたしましてはあわせて強力にやはりPRもし、推進してまいりたいと考えて



の手がかりになりはしないか、いずれにしましても、労使が実作業時間と休憩時間とを明確に確認して、労働時間管理ができるようにするための具体的な方法を検討してもらっており、その中にタコグラフも入っており、業界団体にも強く労働時間管理と関連して研究を要請しておる、こういうことであります。しかし、あくまでも労働組合の側においてもいろいろな意見がありますので、労使の間においてその問題を十分検討してもらいたいということをつけ加えておるわけでありま

す。

○北村暢君 次にお伺いしたいのは、林業関係の労働災害についてお伺いしたいのですが、労働災害防止の実施計画においても取り上げられておるのですが、集運材手の安全確保と伐木造林労働者の安全教育訓練の徹底、こういうことで林業の主たる労働災害の発生は、やはりこの集運材、伐木事業、これだと思っております。これは間違いないのであります。やはり林業といえども最近技術革新で機械化がどんどん進んでまいりました。そういう意味で確かに集運材関係の労働災害がふえてきていることは事実であります。そこで、このところちょっと出てきておらないのであります。チェンソーを使うことによるレイノ現象、いわゆる白ろう病と称するもの、これが職業病であるということについて、公有林のほうは人事院の認定で職業病の指定がなされておるようであり、一般民有林のほうの労働者については、この白ろう病のレイノ現象を職業病と指定した状況というものが、一体どのようになっているのか。それからこれの医学的な研究というものがどの程度なされておるのか、私は先ほどお伺いした労働安全衛生研究所において、技術革新による研究テーマが新たに出現しているというのです。が、そういう面での、林業等においてもそういう問題がある。新しい職業病として出てきておるわけですか。こういうものの検討がどの程度行なわれているのか、現状をひとつ御説明願いたいと思

ます。

○政府委員(村上茂利君) 国有林野の関係を除きまして一般民間のいわゆる白ろう病として補償の対象となりました件数は三十八年四月から四十一年七月までの間に五十七件ございます。労災補償の立場からは労働基準法施行規則第三十五条の第十一号によりまして、白ろうを業務上の疾病として扱うというたてまえをとっております。御承知のように、林野関係におきましてはそれが明確でなかったために、人事院規則で明らかにするということになったわけでございます。これも御承知のように、昨年七月、人事院規則で定められたわけでありまして、一方におきまして、補償のみならず、予防に重点を置かなければならないという観点から、労働省では衛生研究所に對しまして、このチェンソーの防振構造に関する問題とか、あるいは防振材料に関する研究とか、最近数年間継続して研究を命じておるわけでありまして、別にまた災害医学に関する委託研究という面から、別な団体にも委託費を交付いたしまして研究をしております。その結果、防振措置につきましては幾つかの結論が出てまいっております。それから、そしてまた、いろいろな防振措置と関連いたしまして、休憩時間の適切な採用とか、いろいろな問題がだんだん明らかになってきておるわけでありまして、これらの明らかにされた問題を労使双方にいかにかこれを明らかにして浸透し、今後白ろう病の予防につとめていただくということが今後の大きな課題であらうかと思っております。そして、逐次、研究成果はまとめてまいってまいってございまして、これをさらに普及徹底するといふ方面に今後一その努力をいたさなければならぬ、かように考えておる次第でございます。

○北村暢君 その研究せられておることについては説明で大体わかりましたが、予防対策としてのいわゆるこの対策の基準といえますか、連続使用時間の規制をどの程度やるとか、あるいはこれは交替的に、一人の者でなしに二人で交代してやる

とか、そういうような使用上の労働のいわゆる作業のやり方に対する対策、こういうものもこういう研究の成果からだんだん出てくるのじゃないかと思っております。このレイノ現象というのは、やはりいま使いつつ出たらいま直ちに出てくるというものでなく、二年なり三年なりやった後に大体こういう現象が出てくるようですね。そして、しかもそれが非常に重症患者になるというのと相当入院をしてやらなければならない。からだの自由というものがなくなるといふような重症患者も実際には出てきているようでありまして、したがって、そういう面からしての労働時間の規制等について、その指導のしかたというものはやはり対策としては私は出てこなければならぬと思

それからもう一つは、この発生したものに対してのまだ病気の治療対策というものが実はないやうですね。どうやらばおるのかという、それがなかなか出ない状態、したがって、これはまあ衛生研究所等においてそういう治療対策まで可能なのかどうかというところは、私ちょっとわかりませんけれども、これは純医学的な問題になって、いまだところではちょっと治療対策というものが、治療方法というものがなかなか確かなものがまだはつきりしておらず、こういう状態です。そういう点についてまでこの研究がなされているのか、また今後どういふふうなお考えをお持ちなのか、この点ひとつお伺いしたい。

○政府委員(村上茂利君) 御指摘のとおり、白ろう病の症状判定基準、治療方法等については、医学的にまだ確立していないという段階にございまして、そこで、先ほど申し上げました委託研究としては、振動障害の早期診断等に関する研究等につきまして委託研究をしております。そういう委託研究の成果と相まちまして、いま専門家にによりまして、症状判定基準あるいは治療方法を決定する必要があるというふうに考えております。鋭意研究を進めておりますけれども、御指摘の点、私も重々承知いたして

おります。できるだけ早期にそういった治療対策につきましても基準を確立したいと存じております。

○北村暢君 それからもう一つは、災害認定による補償の問題について、先ほど三十八年以降五十七件あったというけれども、これは零細な、林業労働者は大体零細で、がまんをじているところがあるのじゃないかと思つておる。大体民有林のほうに圧倒的にまだ多いのですから、国有林でも今日まで発生している件数から言えれば何百件というのが出ておるわけですが、実際に認定をしたらどうかかわりませんけれども、したがって、三十八年から五十七件というものは、私はどういふ結果で五十七件しかないのかかわりませぬけれども、認定のしかたというのが非常にきびしいということになると、患者の、対象人員というものが減ってくるわけですね。したがって、この認定のやり方はどういふふうによつておるのか、伺いたい。

○政府委員(村上茂利君) 先生御承知と存じますが、白ろう病と称せられる症状は作業終了後消退する、そういった病理的に症状が消滅する場合がございまして、疾病状況の判断がむづかしい場合がございます。したがって、一方においては、民有林の関係におきまして補償を要求してこない場合が想定されますし、一方においては、時の経過によりまして、そういう症状が消退するといふ場合がございまして、判断がなかなかむづかしい面があると思つておる。しかし、この問題は、数年前から特に問題として提起されておりますので、労働省としても十分公正な立場で白ろう病の措置をしたいと、かように考えておりますので、今後、問題のないように善処いたしたいと考えている次第でございます。

○北村暢君 もう一つ林業関係の労働災害で、いわゆる雑草を枯らすために枯殺剤による労働災害が出ておるやうです。この面に対する研究なり対策なりはどのように行なわれているか、ちょっとお伺いしたいと思つておる。

○政府委員(村上茂利君) 御承知のように、クロ

レートソーダの使用に伴う火傷、やけどと申しま  
すか、皮膚炎、結膜炎その他の傷害が発生して  
るわけでありまして、それらの対策としてはい  
ろんな面がございますが、火器の使用禁止、防護  
がね、防護手袋、保護具の着用、あるいは身体  
に付着した場合の洗浄、散布地域への立ち入り禁  
止等いろいろの対策が必要でございますが、これ  
らの対策について固有林野のほうではかなり基  
礎を固めておられますが、民間林野におきま  
しても、これらの対策は固有林におきましても  
同様でございます。労働省といたしましては、  
林野庁と連絡いたしまして、それらの災害防  
止対策をさらに普及徹底いたしまして、やけど、皮膚  
炎、結膜炎といったような疾病が生じないよう  
に、できるだけ努力いたしたいと存じておりま  
す。

○北村暢君 そういふ対策を立てて普及徹底する  
ことが必要ですが、林業の経営者というものは、ど  
ちらかというところ、中小というよりは零細  
企業の経営が非常に多いのでありますが、林野  
庁と協力してやるということでございますが、そ  
の周知徹底を指導するということですが、特に  
工場とか何となくでなくて、先ほど安全対策にお  
いて、相当個所数を指導監督しているようにござ  
います。場所がとにかく都会地じゃないものです  
から、一カ所の事業所へ行くのにも、これはもう  
たいへんなわけです。したがって、とても現地で  
どうこうというように調査に行くにしても、何  
にしても非常に困難をきたしている状況はわか  
るものであります。それだけにレイノ現象にし  
ても枯殺剤の労働災害にしても、林業労働災害全  
体について、そういう指導監督というようにな  
るが非常にやりにくいだろうと思うのですが、そ  
ういふような点で特にどのように対策を講じてお  
るのか、この点をひとつ伺いしておきたい。

○政府委員(村上茂利君) 監督、指導の困難なこ  
とは先生御指摘のとおりでございますが、私ども  
としては大体二つの面から考えております。

一つは、業者自体がこういう問題について認識を  
持っていない、業者自体のルートから災害防  
止の認識と具体的な対策を検討してもらおう。これ  
は林業労働災害防止協会という団体がございます  
で、これらも指導いたしておりますので、災害防  
止協会に加入しておりますが、すなわち業者  
でございまして、そういうルートを通じては  
災害防止の認識と具体的な対策の浸透をは  
かってまいりたい。一方、監督、指導の面にお  
きましては、個々の業者をそれぞれ指導するとい  
う面に非常に困難がございますので、集団的に業  
界関係者を指導する講習なり、あるいは説明会を  
する、いろいろなそういう形で集団的な監督、指導と  
いう方法を講じておる次第でございます。しか  
し、何ぶんにも山奥でやりますような作業でござ  
いますので、個別的にやると非常に困難な面がござ  
いますけれども、いま申しましたような手段、  
方法によりまして災害防止の指導の徹底を期した  
と考えております。

○北村暢君 そこで、会員相互のバトリールをや  
るといふようなことが対策としてひとつ考えられ  
ているようにありますが、バトリールというの  
は、いまお話のとおり、これは安全衛生のバトリ  
ールをやるにしても、それはとても奥地をバトリ  
ールするといふわけにはいかないのだらうと思  
いますが、そういうもので総合的に検討されたこと  
があるのかどうか。まあ一つは安全衛生と  
いうことだけに限らないで、山の問題はほかにも  
問題があるわけですね。安全衛生の問題だけでバ  
トリールということは任務としてはやりにくい  
じゃないかと思う。ほかの任務で、たとえば国立公  
園地帯なら国立公園地帯の山の管理面で、そう  
いふいわゆるレンジャー的なものを設けて、それ  
に安全衛生の問題も教育をして、幾つかの任務を  
持った者、そういう人を養成しないかという、そ  
ういふ専門の人をやるにしてもなかなかできな  
いんじゃないかと思うのですが、そういう点につ  
いてはこの会員相互のバトリールというのは、こ  
れは普通の工場ならやりやすいのだらうと思いま

すが、この林業労働災害についてのバトリールと  
いうのは、ちょっととてもできないのじゃないか  
と思ひますが、一体どのように対処されるつもり  
か、ひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(村上茂利君) 現在、林業労働災害防  
止協会でも自主バトリールという自主的なバトリ  
ールを計画し、実施いたしておるようでありま  
す。北村先生御指摘のような多目的バトリールと  
申しますか、そういう形のものがあるが、具体的  
にあるんじゃないかという御意見、私もそう  
いった点につきまして今後検討をいたしたいと考  
えております。

○北村暢君 そこで一つ、最後のほうになります  
が、中小企業の労働災害対策ですが、これは中小  
企業といつてばくせんと対策をとるといっても、  
さきに掲げましたいわゆる運輸、交通産業に  
いたしまして、いろいろな製造工業にしても、中小  
企業のものに労働災害が発生率が非常に高いとい  
うことであります。そのための対策として、  
いわゆる先ほどの集団的な指導なり何なりとい  
うことが行なわれておるようではあります。この  
対策といふものをお伺いしたい。特にこれはも  
ろ細企業になると、労働省の言う安全衛生の対  
象からはずれてしまふんじゃないかというよう  
な感じがするわけですね。特に家内労働等につ  
いて、これは非衛生的な、安全衛生の面からい  
て、おそらくこういう点については手が届かない  
のじゃないかという感じがするわけですね。  
こういう点については一体どのような対策を持  
ておるか、まあ労働省は、大きな企業なり何  
なりは、労働災害が起りましてもすぐ政治問題化  
しますから、そういう面ではできるわけですが、こ  
の目の届かない中小企業、零細企業、家内労働  
という点については、これはもう安全衛生  
だの何だのという行政の対象にはおそくな  
ないのじゃないかという感じがするわけ  
であります。したがって、そういう面について  
従来、労働省としては行政の対象としてどのよう  
なことをやってこられておるのか、また、そ

いったようなところまであたにか行政の手とい  
うものが一体伸びておるのか、伸びてないのか、  
こういう点についてお伺いしたいと思ひま  
す。

○政府委員(村上茂利君) 中小企業というところ  
で災害防止対策を進めましても、業種業態によ  
りましてそれぞれ災害防止対策のきめ手というの  
は違つてございまして、したがって、中小  
企業性産業で災害が多い、まあ林業も、あるいは  
港湾荷役も、どちらかというところ、そういう特殊  
の業態にございまして、でありますから、そういう特  
殊な業態につきましましては、むしろそういうよ  
うにグループをつくりまして指導をしますと、こ  
ういった方向がとられておるわけでありまして、し  
かし、中小企業一般について特別な対策を考慮した  
かという点につきましては、たとえば使用する機  
械に安全装置を備えるようにと申しまして、資  
金がないのでできない、こういう問題もございま  
す。労働省といたしましては、中小企業を対  
象にいたしました安全衛生施設特別融資制度、あ  
るいは減税特別措置といったような方法を考  
えて、減税につきましましては昨年度から実施いた  
しておるような次第でございます。これは中小企  
業といふ一般的な立場からとりましました特殊の措置で  
ございまして、また、衛生問題につきましてもな  
なかに指導監督が徹底いたしませんので、昨年度か  
ら労働衛生モニター制度を設置いたしまして、民  
間の適当な医師にモニターになっていただきま  
して、産地集団において発生する異常疾病等を特別  
に注意いたしまして、それが職業性疾患であるか  
どうかといったような点についての把握をさらに  
深めたい、かように考えておるような次第でござ  
います。しかし、中小企業の問題は、災害防止と  
いう観点だけでは解決し得ない労働管理の問題が  
基本にございまして、労働省といたしまして  
は、中小企業に對しましては労働管理の近代化と  
いう問題ともあわせまして、災害防止を含め集団  
指導を行なうという方向でさらに推進していきた  
い、かように考えておる次第でございます。



○北村暢君 最後に、こまかいことを質問してまいりましたから、大臣に最初に基本的な考え方を伺いたしたのでありますが、いま局長の答弁をされました点について、まああれもやり、これもやり、だいたい心を配ってやっておられるということは質疑の中でわかりましたけれども、これは実際に、もう非常に実施の面において、特に中小企業等においては指導監督、それはやりたくても実際できないということ、まあ不十分であるということについては私はもう否定できないと思うのです。ところが、やはり労働災害等においても、大企業であれば相当の処置はとれますけれども、中小企業、零細企業、家内労働等におきましても、もう泣き寝入りになっているものが私は相当多数あるのじゃないかということは想像するにたかたないわけですね。したがって、重点が大企業に行きやすいわけなんです、そうではないに、ひとつ泣き寝入りになっておられるような、また監督指導の非常に困難なところというところにも十分配慮をされて、ひとつ安全衛生対策というものがいくような方向にひとつ今後とも努力をしていただきたいと思います、この点について大臣の所見をお伺いして私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(早川崇君) 北村先生の御意思のとおりでございます。大企業はそれぞれの安全衛生の担当官もおりまして十分進んでおります。ただ、中小企業の特に土建業、あるいは林業、港湾、その他零細企業、こういうところにこそ労働省の機関を動員いたしまして、監督もあるいは相談も特に重点を置まして、これらの方には特に労働者の災害防止の万全を期するつもりでございます。

○稲葉誠一君 大臣、お聞きしたいのは、労働災害防止対策の予算で、あれですか、四十一年度と比べて四十二年度は少なくなっているのがありますね、これはどういうわけですか。

○政府委員(村上茂利君) それは四十一年度におきまして安全衛生研究所の屋外実験場を設置する

予算が非常に大きかったために、それが今年度で落ちた。それで若干減ったような形になっておりますが、実質はふえております。

○稲葉誠一君 そのほか二つ減っておるものがあるでしょう。これはどういうわけが減ったのですか。

○政府委員(村上茂利君) 二つ減りましたところ。ちよつと私もわからないのでありますが、安全衛生研究所の屋外実験場は、これは……。

○稲葉誠一君 金額がなくなったのですか。

○政府委員(村上茂利君) はい、なくなつたわけでございます。あと一つは、ちよつと私いま気づきません。あと一つは、たいへん失礼しました。いま一つは、四十一年度において労働災害調査の基本調査を実施いたしました。それは特殊調査でございます。本年度は落としております。いま一つと申し上げますのは、そういった点じゃないかと理解いたしております。

○稲葉誠一君 研究機関の拡充というのはちよつと減つておるのでしょうか。これが一つと、それから科学的労働災害調査、労働災害動向調査費というものが、これが減つていますね。これはどういうわけなんです。

○政府委員(村上茂利君) 御承知のように、管理区分の四になりますと、労働補償の対象になるわけでございます。また配置転換その他の特殊の問題が生じます。そういった行政処分を要することでございますので、その管理区分を明確にすることが必要になってまいります。したがって、それが一つの行政権限でございますので、設置法にこれを特掲しておるわけでありまして、

○稲葉誠一君 この四の場合に、厚生年金の傷害等級等の認定のしかたは、だいたい違ふのだという話があるのですがね。何か労働者と厚生省との間で話し合ひをしているのですか。

○政府委員(村上茂利君) 厚生年金の傷害の区分は三つでございますが、労働のほうは十四に区分いたしております。そこで厚生省としては、厚年と他の社会保険との間におきまして、傷害等級の区分が違います。そこで、違つた区分のものをどう調整するかという問題がございます。厚生省では専門家会議を設けましていろいろ検討しまして一応中間的な結論を得たのであります。それを労働者の傷害等級とどうかみ合わせるかという点につきまして、基本理念その他に若干の違いがございます。たとえば社会生活一般を保障するという観点から傷害の等級を格上げする、あるいは労働能力の喪失、いわゆるアーニング・キャパシティの喪失という観点から、労働能力の喪失を評価するとかといったような問題がございます。それぞ

○稲葉誠一君 いろいろこの区分のことに関連しての問題などがあるようですが、じん肺にかかっている人が検診を申し出た場合には、どこへ申し出るのですか。そうすると全部無料でやつてくれるのですか。それが今度変わったんですか。何といひますか、やり方というか、何というか。

○政府委員(村上茂利君) 検診は、先生御承知のように、使用者に対して定期健康診断等の義務があるわけでございます。もう一つは法定の健康診断の結果明らかにされるという場合は、もちろん使用者がその経費を負担するわけでありまして、

○稲葉誠一君 労働大臣、これで私の質問終わりますが、大臣に対して最終的に一つお聞きしておきたいのは、この前から話が出ていた労働保険事務所ですね。あれをつくることについて、労働省の職員の中に、相当いろいろの面での動揺があるわけですね。配置転換の問題とか、退職の勧奨が行なわれるのではないかと、いろいろの動揺があるように私も聞いておるわけですね。それはもちろんその中にずいぶん誤解があるかも知れないし、考え過ぎがあるかも知れませんが、いづれにいたしましても、そういうものがあることは事実なんです。大臣としても、よく職員の人たちと話し合ひをして、そうして何とか納得のいくようにするとか、あるいは納得できないところもあるかも知れませんが、いづれにしても、十分な職員との話し合ひを進めていくと、こういうことをぜひやってもいいと思つたのですが、その点についての大臣の考えを聞かしていただいて、それで私は終わります。

○国務大臣(早川崇君) まだ私のはうにはそういう話は聞いておりませんが、もしそういう事態があるとすれば、よく御趣旨を尊重して善処したいと思つております。

○多田省吾君 初めに産業災害防止五カ年計画について若干お尋ねしたいのですが、新産業災害防

止五カ年計画、すなわち第二次五カ年計画の本年度は最終年度に当たっておりますけれども、この計画の最終目標が、死傷年千人率が一二・三になつておりますけれども、この目標を達成できる見通しというものはあるのでしょうか。

○政府委員(村上茂利君) この最終目標に到達いたしますためには、本年度相当がなければならないけれども、やがて目標を下回るといふ懸念がございますので、目下行政機関、関係団体その他全力をあげまして、四十二年度の一二・三という目標を達成すべく鋭意努力中でございます。

○多田省吾君 努力されることはけっこうですけれども、大臣としてどうですか、自信はありますか。

○政府委員(村上茂利君) これは今後の災害発生状況を見なければ判断できませんけれども、かりにも下回るといたしまして、ごくわずかなことでございまして、全体としましたならば、ほぼ四十二年の目標は達成するものと私も考えております。

○多田省吾君 第一次五カ年計画では、死傷の年千人率の減少とあわせて、災害件数の減少ということも一緒に目標としたわけでございまして、目標も、結局、災害件数の減少ということは、目標を達成できなかったわけですから、第二次五カ年計画では、死傷の年千人率の減少だけに絞つて、災害件数の減少というものを目標からはずしてしまつたような姿です。しかし、経済が発展してまいりますと、どうしても事業所数もふえますし、労働者数も非常に増加するわけですから、死傷年千人率がたとえ減少したとしても、労災の絶対件数というものは増大する傾向にあると思ふんですね。そういう意味で、ひとつ災害件数の絶対減少も非常に大事な問題ですから、当然今後は災害発生件数の減少というものを目標にすべきではないか、また、第二次五カ年計画の最終年度にあつたこの点をどのように反省しておられるか、また、どのようにそういう災害発生件数の減少傾向があるか、あわせてお尋ねいたします。

○政府委員(村上茂利君) 具体的な災害件数そのもので計画を設定すべきではないか、こういう御意見と承りましたが、御指摘のように、第一次の五カ年計画が、昭和二十八年を基準として計画をつつたのでございまして、当時におきまして雇用の伸びが必ずしも十分予測できなかった。したがつて、災害発生件数で見てもいいかもしれません、二十八年以降日本経済が非常に急速に伸びまして、雇用数も非常に著しく増大いたしました。そこで、やはり雇用の伸びを考えずに発生率というものを考えてまいりますと、これは災害発生率と申しますか、災害が多くなつたか少なくなつたかという判断につきましても必ずしも適当でないというので、雇用の伸びというものを考えましたのが第二次の計画でありました。そこで、本年度は第三次の五カ年計画をつくらなければなりません、より正確な数字をいたしまして、第二次の計画は休業八日以上死傷発生率をとつておりますが、今後の計画におきましては、これは休業四日以上というふうな基準を下げまして、これは労災保険の休業補償の基準が四日以下になりましたので、それを基礎にいたしまして、休業八日を四日に下げますので、その数字の正確度はさらに高まるわけでありまして、そこで今後の計画を設定いたします場合には、そのようなより正確なデータによりまして今後の目標を設定したいというふうな考えでおります。

○多田省吾君 労働災害の防止体制について若干お尋ねしますが、監督官の中でエンジニアが占める率はどのくらいかということですが、それからもう一つは、最近労働省で毎年五十名の監督官を募集しておられますけれども、その応募状況、並びに応募者並びに採用者の中にエンジニアがどのくらい含まれてゐるか。

○政府委員(村上茂利君) 監督官に占める技術者の率でございまして、現在技術系監督官は約三割、人数の実数で申しますと、監督官定数が二千五百七十二名に對しまして技術系監督官は七百十

名、こういう現状になっております。しこうして監督官につきましましては、いわゆる公開試験で監督官を採用してあるわけでありまして、四十一年度におきましては、七十六名の監督官採用者のうち、いわゆる技術系統の職員に占める数は九名というふうな、できるだけ技術系の職員を多数採用したいと考えております。

○多田省吾君 今度は監督官を多数とりたいといふんですが、まあ待遇でございまして、初任給が二万二千円だと、七等級の一号と聞かれますけれども、これはこの春の大学卒の民間初任給平均二万六千二百円と比べると四千円の開きがあるわけですから、工学部、医学部系統はもっと大きくなるんじゃないかと、このように思ふわけですね。で、待遇の面でその格差というものはますますはなはだしくなりますから、どうしてもこれは監督官の待遇というものを改善していかなくちゃいけないんじゃないか。そうしなければ志望する人が逆に減つてくるんじゃないかと、こう思われますけれども、その具体的な対策がございしますか。

○政府委員(村上茂利君) 監督官採用の制度が公開試験であり、職務の内容がきつめて重要である、国際的な監督官制度の例もありまして、監督官の待遇をできるだけ高めたいというのが私どもの切望するところであります。従来人事院、大蔵省に折衝してまいりましたが、来年度におきましても何とか特別な待遇が実現いたしますように、目下鋭意努力をいたしておるところでございます。

○多田省吾君 まあ最近技術革新の進歩というものが非常に大きいわけでございますが、まあ監督官のいわゆる監督機能にもかからんで、知識水準というものが非常に大事になつてくると思ひます。で、現在就任している監督官についてのその知識水準の向上についてどういふ措置をとつておられますか。

○政府委員(村上茂利君) 監督官の質を高めますためには、労働省では研修制度、これが確立されて

おりまして、長期間にわたる研修を労働省の研修所において実施いたしておりますが、それ以外に、専門技術的な問題については大学聴講制度を設けまして、大学に一年間派遣いたしまして特殊研究に従事すると、こういう措置を講じておる次第でございます。

○多田省吾君 ZD運動でちよつと尋ねたいのでございますが、まあ日本電気等のZD運動もちよつと聞いたことがありますが、このZD運動の現状について、そうして労働省がこのZD運動に對してどのような評価を下しておられるのか。

○政府委員(村上茂利君) ZD運動というのは私よく存じませんので、実はそういう問題があるらしいというの、昨日、もの本によつて多少知つた程度でありますけれども、これが労働災害防止とどう結びつくのか、もう少し調査いたしましてからどういふ判断を下すべきかと考えてみたいと思つております。

○多田省吾君 最後にお尋ねしたいのですけれども、まあ労働災害防止団体について、中央あるいは業種別の労働災害防止協会を設立いたしましてから現在まで三年間の運営状況を見て、労働災害防止にどのように役立っているか。どのようにそれを確認しておられるかお尋ねします。

○政府委員(村上茂利君) 労働災害防止協会は設立後約三年を経たわけでありまして、協会といたしましては、参加会員の協力体制を確立するというのに一兩年を費やしたようでありまして、第三年目に及びましてようやく本来の普及啓蒙活動、あるいはいろいろな法で定められました措置、たとえば災害防止規程を逐次定め、これを会員に普及すると、そういった本来の目標を積極化してまいつております。今日までの状況を見ますと、法の期待いたしておりますような方向に進んでおるといふふうに私も感じておる次第でございます。かすにもう少しの年月をもつていただければ、相当な成果をあげ得るのではなからうかと期待いたしておるような次第でございます。



○多田省吾君 この組織率がどの程度になつておるかです。今後の伸び。それから未組織、未加入の層が非常に多いわけですが、中小企業、零細企業のみならず、大企業等においても、まあ企業体で入っておりますからですね、本社だけが入って、地方の支店が入っていない、こういう場合が非常に多いわけですね。これを事業所単位に入れるとか、そういった行政指導ができないのかどうかですね。どうですか。

○政府委員(村上茂利君) 災害防止協会は、たとえば港湾、林業、陸上貨物といったような零細性の企業のものでございまして、まあ加入率の判断につきましてもいろいろな基準があるわけでありまして。しかし、現在までのところ、平均いたしますと加入率は六〇%を上回っておりますので、いましばらく年月を経過いたしましたならば、この組織率——まあ組織率のとり方もいろいろございまして、労働者総数に対する割合を見ますと六〇%をこえておる。これがさらに増大するものと私は期待いたしております。

○多田省吾君 この協会の地方組織が非常に弱体で、地方ブロックごとに支部を置いて一名程度のコンサルタントを置いて、こういう状況でございまして、これを各府県ごとに支部を置いてコンサルタントを配置するというような、そういう機構の拡充は考えておられませんか。

○政府委員(村上茂利君) 地方組織の機構は今後拡充したいと存じております。ただ、業種によりましては、たとえば建設で申しますれば、県には建設業協会があるわけでありまして、それ以外に建設労働災害防止協会の支部を設置するということにつきましては、そういった業者の従来あります地方組織との調整その他の問題がありますので、特殊な面だけ大きくすることがいいのかわかりませんが、いろいろな問題があるわけでございます。しかし、要は、本来の機能が發揮できるように体制をとることが必要でありますので、既存団体の支部組織といったものとかからみ合わせまして、災害防止協会の支部が一そう強化されることを私ども

は考えておる次第でございます。

○多田省吾君 この協会の拡充につきましても、財政の充実ということ強くはかかっていかなくちゃいけないと思います。まあ会費を値上げするような方法もありますけれども、当然労働者からの国庫補助がもっと増額されなければならぬ。昭和四十一年度は四億一千万円、四十二年度は四億六千万円と、あまり補助額がふえておりませんし、今後どういう方針で臨まれるのか伺いたい。

○政府委員(村上茂利君) 補助金は、実情に合うように考慮いたしまして、本年度も若干増額をいたすことにいたしております。ただ、自主的な民間の団体でございまして、会員の協力が必要でございまして。先ほど先生御指摘のように、組織率がまだ一〇〇%に達しておらず。したがって、いまして、六〇%の状態がさらに高まりますれば、会費を上げませんでも会費収入が多くなるということが期待できるわけでありまして、そういった協会自体の努力と相まちまして、今後必要な活動ができませんように措置したいと考えております。

○多田省吾君 最後に大臣にお尋ねをしたいのですが、本年度は第二次産業災害防止五カ年計画が終了して、いよいよ第三次五カ年計画が策定される段階でございまして、趣旨説明の中でも「総合的科学的な計画を樹立する」とおっしゃっております。その目標というものが先ほど聞きまして、それについて大臣として、今後のこの第三次五カ年計画とあるいは防災防止等について、具体的な御所見を最後に承りたいと思つております。

○国務大臣(早川崇君) 今年度新しく第三次五カ年計画を樹立するにあたりましては、従来からの経験を十分生かし、また、今回新たに設立される予定の安全衛生局という局の整備とあわせまして、抜本的に検討すべき点その他洗ひまして、前の五年間以上の災害防止計画目標を設定いたしました。十分人命尊重、労働災害防止に有効な計画を樹立してまいりたいと考えておる次第でございます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御発言もないようで

ございますから、質疑は尽きたものと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようでございますから、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

労働者設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(豊田雅孝君) 総員挙手と認めます。よって本案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後二時に理事会を開会することとしたし、暫時休憩いたします。

午後零時四十五分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

七月十二日本委員会に左の案件を付託された。

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「二十七万六千五百十人」を「二十八万八千四百一十人」に、「二十七万三千二百一十三人」を「二十七万七千四百五十四人」に改め、同条第二項中「十七万五千五百人」を「十七万三千

人」に、「三万四千九百六十三人」を「三万六千五百九十一人」に、「三万九千五百五十三人」を「四万七千三百三人」に、「二十四万六千九百九十四人」を「二十五万三千七百一十人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二(見出しを含む。)中「教育航空集団司令」を「教育航空集団司令部」に改める。

第六十六条第二項中「二万四千人」を「三万人」に改める。

別表第三中「中部航空方面隊司令部」を「埼玉県入間郡武蔵町」を「中部航空方面隊司令部」入間市に、「第七航空団司令部」を「埼玉県入間郡武蔵町」を「第七航空団司令部」に改める。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

|               |        |
|---------------|--------|
| 第十二号中正誤       |        |
| ベシ 段 行 誤      | 正      |
| 二 二 〇 に非常     | 非常に    |
| 五 二 三 撤去      | 撤去     |
| 八 二 八 管理例     | 管理令    |
| 終わりから         | 持つて    |
| 一 四 一 持つて     | 最初     |
| 三 四 九 最切      | 幾つか    |
| 六 一 八 導つか     | 専門家    |
| 三 三 〇 専門家     |        |
| 終わりから         | 両省     |
| 三 二 五 両省      |        |
| 三 二 〇 悲感的     | 悲観的    |
| 終わりから         |        |
| 完 二 三 政府委員    | ○政府委員  |
| 四 一 三 非常に早い常人 | 非常に早い人 |
| 終わりから         |        |
| ク 八 ほとんど      | ほとんど   |
| 三 三 三 してきた    | してきた   |
| 終わりから         |        |
| 三 三 三 したのいは   | したいのは  |
| 三 四 四 自主制     | 自主性    |
| 終わりから         |        |
| 三 二 二 だし      | ただし    |
| 第十三号中正誤       |        |
| ベシ 段 行 誤      | 正      |
| 一 三 四 至る      | 去る     |
| 終わりから         |        |
| 六 三 三 したしまして  | いたしまして |
| 元 二 〇 四週間     | 四週間    |
| 第十四号中正誤       |        |
| ベシ 段 行 誤      | 正      |
| 終わりから         |        |
| 五 四 三 先ど      | 先ほど    |
| 一 〇 四 三 再会    | 再開     |

|           |     |
|-----------|-----|
| 第十六号中正誤   |     |
| ベシ 段 行 誤  | 正   |
| 三 一 一 製錬所 | 製錬所 |
| 終わりから     |     |
| セ 二 七 衆議員 | 衆議院 |
| 終わりから     |     |